三　うなぎ養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る養殖業につき、農林水産省令で定める養殖業の区分ごとに、当該養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が三十万尾（当該共済契約者が漁業協同組合又は漁業生産組合である場合には、百五十万尾）に満たないこと。

第二十五条第二項第二号中「養殖共済の共済契約者」を「養殖共済（次号に規定する養殖共済を除く。）の共済契約者」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　うなぎ養殖業に属する養殖業に係る養殖共済の共済契約者が、共済契約ごとに、当該共済契約において、当該共済契約者があつては、当該共済契約者が、共済金額の共済価額に対する割合として百分の三十を下らない割合を定めている者であること。

第二十五条第三項中「第三号並びに前項第三号」を「第四号並びに前項第四号」に、「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

別表第五十一号(一)中「及び第四十一号(一)」を「、第四十一号(一)及び第四十二号(一)」に改め、同号(二)中「及び第四十一号(二)」を「、第四十一号(二)及び第四十二号(二)」に改め、同号を同表第五十三号とし、同表第五十号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十八号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十八号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)、第四十八号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第五十二号とし、同表第四十九号(四)中「第四十四号(一)」を「第四十六号(一)」に改め、同号(五)中「第四十六号(二)」を「第四十八号(二)」に改め、同号(六)中「第四十六号(三)」を「第四十八号(三)」に改め、同号を同表第五十一号とし、同表第四十八号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第五十号とし、同表第四十七号(四)中「第四十四号(一)」を「第四十六号(一)」に改め、同号(五)中「第四十四号(二)」を「第四十六号(二)」に改め、同号(六)中「第四十四号(三)」を「第四十六号(三)」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第四十六号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表第四十五号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第四十七号とし、同表第四十四号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第四十三号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第四十五号とし、同表第四十二号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第四十六号とし、同表第四十三号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第四十七号とし、同表第四十四号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表第四十五号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第四十六号(五)中「第四十二号(一)」を「第四十四号(一)」に改め、同号(六)中「第四十二号(二)、第四十三号(一)、第四十四号(一)及び第四十七号(一)」を「第四十四号(二)、第四十五号(一)、第四十六号(一)及び第四十九号(一)」に改め、同号(七)中「第四十二号(三)、第四十三号(二)、第四十四号(二)及び第四十七号(二)」を「第四十四号(三)、第四十五号(二)、第四十六号(二)及び第四十九号(二)」に改め、同号(八)中「第四十二号(四)、第四十三号(三)、第四十四号(三)及び第四十七号(三)」を「第四十四号(四)、第四十五号(三)、第四十六号(三)及び第四十九号(三)」に改め、同号を同表第五十号とし、同表中第四十七号を第四十九号とし、第四十二号から第四十六号までを二号ずつ繰り下げ、第四十一号を第四十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十三　うなぎ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が七万五千尾未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が七万五千尾以上十五万尾未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が十五万尾以上のもの	百分の六十	八分の一

別表中第四十号を第四十一号とし、第十三号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　小割り式一年魚ふぐ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

附　則

（施行期日）

1　この政令は、漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第三十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である養殖共済に係る共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百七十六号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十三条の三（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款　届出等（第九十八条―第百二条）」を「第二款　予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第九十七条の二―第九十七条の六）」に、「第二款　届出等（第百二条の七）」を「第三款　即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第百二条の七）」に、「第百二条の八―第百二条の十二」を「第百二条の八―第百二条の十三」に、「第百二条の十三」を「第百二条の十四」に改める。

第五章第六節中第二款を第三款とし、第一款の次に次の一款を加える。

第二款　予備自衛官である者の使用者に対する給付金

（予備自衛官である者の使用者から除かれる者）

第九十七条の二　法第七十三条の三第一項に規定する政令で定める者は、国、地方公共団体その他防衛省令で定めるこれらに準ずる者とする。

（予備自衛官である者の使用者に対する給付金の日額）

第九十七条の三　法第七十三条の三第一項に規定する政令で定める額は、三万四千円とする。

（法第七十三条の三第一項第二号に規定する政令で定める期間）

第九十七条の四　法第七十三条の三第一項第二号に規定する政令で定める期間は、九十日間とする。